平成２２年（フ）第９５１号
千葉県船橋市坪井東５丁目14番14号シェソワ芽吹の杜101号
債務者　佐藤　三恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５５号
千葉市花見川区瑞穂２丁目１番地１ガーデンプラザ新検見川12番館305号
債務者　能條紀美恵（旧姓北畑）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１７号
千葉県船橋市北本町２丁目８番21―102号
債務者　宮口　勝久
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１号
新潟県新発田市住吉町１丁目２番９号
債務者　河村　春男
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１５６７号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘20棟110号
債務者　鈴木　美生（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９３８号
愛知県北名古屋市鹿田合田131番地　ＥＶＥＲ　ＧＲＥＥＮ21―501号
債務者　谷口　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６６号
名古屋市西区坂井戸町100番地の６
債務者　武　　昌治
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６号
愛知県一宮市大和町馬引字乾出７　渡辺マンション206号室、住民票上の住所愛知県一宮市大和町馬引2162番地　ヤマイチビル２Ｆ
債務者　後藤光津子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３３８号
愛知県一宮市若竹３丁目４番２―502号　モアグレース若竹Ⅲ
債務者　辰野　明美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３５５号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮82番地１　馬引コーポラスＡ―702号
債務者　牛田　成子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４７０号
愛知県岡崎市竜美南４丁目17番地14　メゾン竜美301
債務者　東倉　浩三
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
愛知県岡崎市竜美南４丁目17番地14　メゾン竜美301
債務者　東倉ゆか子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
三重県多気郡明和町大字佐田936番地７
債務者　米隅　　智
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２１８８号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地10―510
債務者　坂元　三郎
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９７１号
京都市南区久世殿城町139番地
債務者　田中　康則
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７５号
京都市南区東九条河辺町28番地
債務者　Ｉｎｔｅｒｉｏｒ　Ｍｏｒｉｔｏこと吉村　守人
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７６号
京都市南区東九条河辺町28番地
債務者　吉村　裕美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係